

積算基準及び歩掛表（その3）【港湾・漁港・海岸編】

第2章 工事費の積算 第2節 間接工事費 2-6 安全費 2-6-2 積算方法 1) 率積算

記述（墜落防止用器具）の追記

工 種 名 等 修 正 内 容		
	改定前	改定後
	<p>2-6-2 積算方法</p> <p>1) 率積算</p> <p>共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</p> <p>(2) 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>(3) 標示板、標識、保全灯、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修、気象海象情報料に要する費用および使用期間中の損料</p> <p>(4) 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範囲な工事を除く）</p> <p>(5) 救命艇に要する費用</p> <p>(6) 酸素欠乏症の予防に要する費用</p> <p>(7) 粉塵作業の予防に要する費用</p> <p>(8) 安全用品等の費用</p> <p>(9) 安全委員会等に要する費用</p>	<p>2-6-2 積算方法</p> <p>1) 率積算</p> <p>共通仮設費率に含まれる項目は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</p> <p>(2) 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>(3) 標示板、標識、保全灯、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修、気象海象情報料に要する費用および使用期間中の損料</p> <p>(4) 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範囲な工事を除く）</p> <p>(5) 救命艇に要する費用</p> <p>(6) 酸素欠乏症の予防に要する費用</p> <p>(7) 粉塵作業の予防に要する費用</p> <p>(8) 安全用品等の費用（墜落制止用器具（フルハーネス型）含む）</p> <p>(9) 安全委員会等に要する費用</p>

積算基準及び歩掛表（その2）【土木工事編】

第VI編市場単価及び土木工事標準単価 第1章市場単価 ⑤道路植栽工

工 種 名 等
修 正 内 容

規格の細分化

改定前

改定後

表 2.4 地被類植付工

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	コ ー ド
地被類植付工	各 種	鉢	SWB811260

表 2.5 植樹管理(せん定)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位	コ ー ド
高木せん定	せん定期	幹周 60cm 未満	本	SWB811270
		幹周 60cm 以上 120cm 未満		
	せん定期	幹周 60cm 未満		
		幹周 60cm 以上 120cm 未満		

(注) 1. 夏期せん定とは、樹幹の乱れや繁茂し混みすぎた枝を整えることを目的としたせん定をいう。
冬期せん定とは、自然樹形の骨格枝を作ることを目的としたせん定をいう。
(基本せん定ともいう)

表 2.6 植樹管理(せん定)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位	コ ー ド
低木・中木せん定	球形	樹高 100cm 未満	本	SWB811280
		樹高 100cm 以上 200cm 未満		
		樹高 200cm 以上 300cm 未満		
	円筒形	樹高 100cm 未満		
		樹高 100cm 以上 200cm 未満		
寄植せん定	低 木	m ²	SWB811290	
	中 木			

(注) 1. 低木には、株物、一本立を含む。
2. 寄植せん定の施工数量は低木は植地面積とし、中木は刈り込み後面積(表面積)とする。(図-1参照)
3. 樹木の規格・仕様は、せん定後の高さで判定する。

(図-1) 寄植せん定・防除の施工面積の判定

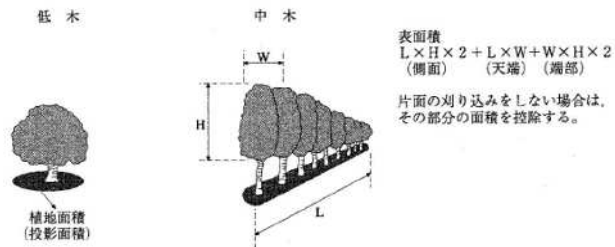


表 2.4 地被類植付工

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	コ ー ド
地被類植付工	各 種	鉢	SWB811260

表 2.5 植樹管理(せん定)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位	コ ー ド
高木せん定	夏期せん定	幹周 30cm 未満	本	SWB811270
		幹周 30cm 以上 60cm 未満		
		幹周 60cm 以上 90cm 未満		
		幹周 90cm 以上 120cm 未満		
	冬期せん定	幹周 30cm 未満		
		幹周 30cm 以上 60cm 未満		
		幹周 60cm 以上 90cm 未満		
		幹周 90cm 以上 120cm 未満		

(注) 1. 夏期せん定とは、樹幹の乱れや繁茂し混みすぎた枝を整えることを目的としたせん定をいう。
冬期せん定とは、自然樹形の骨格枝を作ることを目的としたせん定をいう。
(基本せん定ともいう)

表 2.6 植樹管理(せん定)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位	コ ー ド
低木・中木せん定	球形	樹高 100cm 未満	本	SWB811280
		樹高 100cm 以上 200cm 未満		
		樹高 200cm 以上 300cm 未満		
	円筒形	樹高 100cm 未満		
		樹高 100cm 以上 200cm 未満		
寄植せん定	低 木	m ²	SWB811290	
	中 木			

(注) 1. 低木には、株物、一本立を含む。
2. 寄植せん定の施工数量は低木は植地面積とし、中木は刈り込み後面積(表面積)とする。(図-1参照)
3. 樹木の規格・仕様は、せん定後の高さで判定する。

(図-1) 寄植せん定・防除の施工面積の判定

